『お気軽ポーター便』

お気軽ポーター便運送約款

(1) 受付日時

毎週月曜日~金曜日 9:00~17:00 (フリーダイヤル:0120-262-177) (年末年始 12月30日~1月3日は除く)

(2) 荷受け日時・引渡し日時

見積書に記載した受取り日時に荷物を受け取り、見積書に記載した日時に荷物を引き渡します。

(3) 見積もり

別紙見積書の書式に従い、搬入日の2日前までに申込者及び当ポーター便の双方で内容の 確認を行います。見積もり料は無料とします。

(4) 引き受けの拒絶

下記の項目に当てはまる場合に、運送の引き受けを拒絶することがあります。

①運送に適する設備がないとき

(大型家具・大型電化製品など、車両の積み込み容量の域を越えるもの)

- ②申込者から特別の負担を求められるとき
- ③運送の内容が著しく公の秩序に反するとき
- ④天災その他やむを得ない事由があるとき
- ⑤高価品、貴重品

(荷送人が携帯できる貴重品、美術品・骨董品、1 Kg 当たりの価格が2万円を超える荷物など)

- ⑥危険物 (爆発、発火その他運送上の危険を生じるおそれのあるもの、危険な動植物など)
- (7他の荷と同時に配送することに適さないもの(動植物など)
- (5) 荷造り

荷送人は荷物の性質、重量、容積、運送距離に応じて、運送に適するように荷造りをしなく てはなりません。

- ①荷物の荷造りが運送に適さない時は、荷送人に対して必要な荷造りを要求します。
- ②申し込みに応じて、申込者又は荷送人の負担で必要な荷造りを行う場合があります。
- (6) 荷物の種類及び性質の確認

荷物を受け取る前に、運送上特段の注意を要するものの有無を申告することを、申込者に求めます。

- ①当ポーター便は、その種類や性質において疑いがあるときは、これを点検することができます。
- ②当ポーター便は、申込者の申告と異ならないときは、このために生じた損害を賠償します。
- ③当ポーター便は、申込者の申告と異なるときは、点検に要した費用を申込者に負担していただきます。
- (7) 積込み及び荷下ろし
 - ①荷物の積込み及び荷下ろしは、当ポーター便の責任においてこれを行います。

- ②荷下ろしの際に、荷受人のみでは家具等の設置が困難な状況と認められた場合には、 簡単な家具等の設置までを無料で行う場合があります。
- ③シート、ロープ、建木、充填物その他の積付用品は、通常貨物自動車運送業者が備えている ものを除き、申込者または荷受人の負担とします。
- (8) 荷物の引き渡しができない場合の措置

何らかの事由にて荷物の引き渡しが出来ない場合は、遅滞なく申込者に対し相当の期間を定めて荷物の処分につき指示を求め、かかった費用は申込者の負担とします。

(9) 責任

当ポーター便は、自己又は使用人その他運送のために使用したものが貨物の受取、引き渡し、保管及び運送に関し注意を怠らなかった事を証明しない限り、貨物の滅失、き損又は延着について損害賠償の責任を負います。

(10) 免責

当ポーター便は、次の事由による荷物滅失、き損、延着その他の障害については、損害賠償の責任を負いません。

- ①当該荷物の欠陥、自然の消耗、虫害または鼠害
- ②当該荷物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する 事由
- ③同盟罷業、同盟怠業、社会的騒乱その他の事変または強盗
- ④不可抗力による火災
- ⑤地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
- ⑥法令または公権力の発動による差止め、開封、没収、差押え又は、第三者への引渡し
- ⑦申込者または荷受人の故意または過失

(11) 料金の精算

料金の精算は、当ポーター便が別に定める運賃料金表によります。ただし、下記の項目に当てはまる場合には、追加料金を別途申し受ける場合があります。

- ①交通事情その他やむを得ない事由または当ポーター便が責任を負う事由を除き、 見積もり時間と実作業の時間に大きな誤差が生じた場合
- ②マンション等でエレベーターのない階段での搬出入または急坂や階段の多い路地を使っての搬出入の場合

(作成:2010年 8月 30日)